

官報

昭和五十六年三月十六日

第九十四回 参議院會議録第七号

昭和五十六年三月十六日(月曜日)

午後四時三十七分開議

○議事日程 第七号

昭和五十六年三月十六日
午後四時 本会議

第一 酒税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
 - 一、請暇の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第九十八番 地方選出議員、千葉県選出、白井莊一君。

〔白井莊一君起立、拍手〕

○議長(徳永正利君) 議長は、本院規則第三十条により、白井莊一君を法務委員に指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、お諮りいたします。

昭和五十六年三月十六日 参議院會議録第七号

土屋義彦君から海外旅行のため明十七日から十四日間の請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) 日程第一 酒税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。渡辺大蔵大臣。

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 酒税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の財政は、現在、特例公債を含む大量の公債発行に依存せざるを得ない状態にあります。が、こうした状況から一刻も早く脱却をして、財政の対応力を回復しておくことがぜひとも必要であります。

このような考え方に立って、昭和五十六年度予算におきましては、公債発行額を前年度当初予算よりもさらに二兆円減額することとし、自然増収を優先的にこれに充てることといたしました。これを受けて、歳出面においては思い切った節減合理化を図ったところでありますが、福祉、文教等の行政水準を維持するためには、なお相当の財源が必要とされるところから、これに対処するため

に、歳入面において徹底した見直しを行うこととしたところであります。

したがって、税制面においては、現行制度の基本的枠組みの中で相当規模の増収措置を講ずることとしており、その一環として、酒税につきまして、物価水準の上昇に伴いその負担水準が低下してきているなどにかんがみ負担の引き上げを求めることとしたものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、酒税の従量税率の引き上げを行うことといたしております。

すなわち、清酒特級、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒について二・四・二〇程度その税率を引き上げることにいたしました。

また、その他の酒類については、その消費及び生産の態様等に配慮して、税率の引き上げ幅を、清酒一級については一・四・五〇、清酒二級、合成酒、しょうちゆう及びみりんについては九・六〇程度にとどめることといたしております。

第二に、溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができるとする粉末状のものを酒類の範囲に加えるほか、酒税の納期限を延長するなど酒税制度の整備合理化を行うことといたしております。

以上、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○鈴木和美君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案されました酒税法の一部を改正する法律案に対し質問いたします。

まず初めに、税財政の基本についてお尋ねいたします。

わが国の財政運営に当たって、いま重要な課題

は、言うまでもなく財政を立て直すことであります。政府は来年度予算に対する評価を「財政再建元年予算」と自画自賛しておりますが、その内容は、特例国債二兆円の減額と一般会計の伸び率を一けたに抑えたことを挙げております。

ところで、財政再建のためには、安易な国債依存財政に道を開き、今年度末で約七十一兆円にも達する国債残高、言いかえれば国民の巨額の借金を招いた原因と責任の所在を明確にしていきたいと思います。

次に、鈴木内閣のいわば目玉とも言わば二兆円の国債減額を実現させたものは、国民に対する大増税の実施であります。

今回の税法改正による一兆三千九百六十億円の新規増税はもとより、自然増収という目に見えない増税が実に四兆四千九百億もあり、これによって国債の削減も予算の編成も可能になったものであります。国民が政府に求めている、むだな経費を省いて財政の体質を変えることについて十分であったと考えているものであります。政府はその点のように国民に対して釈明されるのであります。財政の赤字を国民に対する増税で穴埋めするのはきわめて安易なやり方ではなく、国民の負担は一向に改善されていないではありませんか。総理はこのような国民の疑問にどうお答えになるのでしょうか、お伺いいたします。

第三に、今回の増税対策に関して伺います。

〔議長退席、副議長着席〕

今回の増税から除外されたものは、目的税としての揮発油税、相続税、砂糖消費税、トランプ類税、さらに入場税などであり、揮発油税以外は税収額の小さいものであります。言いかえれば、高収入の目ぼしい税目はすべて増税の対象となっております。鈴木総理を初めとする政府の関係者の言う「既存税制の枠内」での選択的増税どころか、実質的には一般的増税ではありませんか。総理の見解を求めるものであります。

昭和五十六年三月十六日 参議院會議録第七号

酒税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一一一

第四に、中期税制改革の問題について伺います。

昨春秋に出されました政府税制調査会の中期税制答申では、現行の不公平税制の是正は一段落し、「広く消費一般を対象とする間接税の導入を必要」と強調しております。また、答申では、四年後には国民総生産に対して三〇程度の税負担の増加が避けられず、一〇は自然増収で、残り二〇を新規増収で賄うよう主張しております。

この大増税を実施するためには大型間接税、すなわち新一般消費税の導入の必要性を明らかにしているのではありません。政府もこれに呼応して、庫出税とか売上税、あるいはEC型付加価値税など、具体案を検討していると聞き及んでおります。そして、近くそのための政府税制調査会の再開も予定されて、本格的な軌道づくりが始まると言われておりますが、その実情はどうなっているのか明らかにしていただきたいのであります。

さらに、去る一月三十日の閣議で了承された「財政の中期展望」では、八二年度二兆七千七百億、八三年度四兆九千六百億、八四年度六兆八千億円の歳入不足が生ずるとしております。この展望自体についての批判は今回避したいと思いますが、政府の見通しているこの財源不足はいかなる方法で解消するつもりなのですか。総理の率直な見解と、大蔵大臣の中期税制改革についてのものくろみのほどをお示しいただきたいのであります。

第五に、財源対策としての不公平税制の是正について伺います。

つきいて伺います。

さきにも述べましたが、政府の税制調査会の基本的見解は、不公平税制の是正は一段落したと述べていますが、国民の立場からはとうていそのような実感にはありません。その最たるものは給与所得者、すなわちサラリーマンの税負担の重いこととであります。これは来年度の自然増収が二兆八百億に上っていることにもあらわれております。名目所得の上昇に伴う実質増収が着々と進められ、今後三年間、一切の所得税の物価調整減税を実施しないという政府の方針が貫かれるとなると、勤労者の税は低所得者層ほど重くなるのであります。

たとえば、五十五年度、夫婦と子供二人の家庭で年収三百万円だった人は、年収が八〇アップすると税金は実に二七％もアップします。四百万円の人は二〇％にもなります。つまり、知らない間に税負担率は重くなっているのではありません。このように不公平な税負担を放置し、今後もし崩しの実質増収を続けるのかどうか、総理の見解をまずお聞かせいただきたいのであります。

また、不公平な所得の捕捉率の是正や、大企業、大法人の実質的優遇税制を洗い直すことを国民は望んでおります。いまこそ応能原則に立って、最低生活費非課税の原則、勤労所得軽減、不労所得重課の原則を貫き、所得の把握を完全に行い得る職員の配置など、抜本的な不公平税制の是正に取り組まないことには、国民の税に対する不信は増幅する一方であると考えますが、大蔵大臣の答弁を求めるところであります。

さて、本題の酒税であります。以上指摘しましたように、現在の税財政については多くの問題が解決されないにもかかわらず、大衆課税の典型である間接税が増税され、酒税が引き上げられようとしております。それによって来年度は二千八百三十億が庶民のふところから取られることになり

ます。労働省の調査によっても、昨年一年間の勤労者の実質賃金は〇・九％から一％のマイナスとなっており、厚生省の国民生活実態調査では、現在の暮らしが苦しいと答えた世帯は四九・二％と約半分にも上り、一年前より七％近い上昇率となっているのであります。中でも家計が苦しくなったと答えた世帯は五五・二％といったように、国民の生活は厳しさを増してきているのであります。このような状況にあるのに、なおかつ増税で大衆に追い打ちをかけるのですか。これは単に家計を苦しめるだけでなく、個人消費全体を冷え込ませ、経済運営の点からしても逆行する政策ではありませんか。

また、今回の酒税の値上げに伴う消費者物価へのね返りは〇・一二％とされています。その計算に当たって、政府は消費者物価指数の構成内容で酒類のウェイトを一万分の百八十七としております。しかし、酒に対する家計の負担を考えますと、庶民の消費は家庭で三割、あとは赤ちやうち

などの流通を通じて七割が消費されているのであります。これを考慮すれば、労働者の支出実態はきわめて多く、政府の言うはね返り数字は実態に乏しいと考えますが、大蔵大臣及び経済企画庁長官の答弁をいただきたいと存じます。

次に伺いたいことは、今回の税率引き上げに伴う消費者に対する税負担の逆進性についてであります。

酒税の負担割合を所得階級別の税負担表と比較しますと、第一階級と第十階級とでは、十位の高所得者の負担は第一の階級の負担率のほぼ半分程度なのであります。この傾向から見ても、所得の低い層ほど酒税の負担率は高くなっているのではありません。しかも、今回の税率の引き上げ幅についても、大衆の消費量が最も多いビールが二四・二％も引き上げられることとなり、政府が酒税負担の逆進性に十分配慮しているとは思われませんが、大蔵大臣の見解を承りたいのであります。

次は、一体、政府は酒税負担の適正率をどう考えているのかということでありまして。

政府は、今回の税率引き上げの理由に、小売価格に占める税金の割合が低下したことを挙げております。そして、清酒一般の二四・一％を二六・六％程度に、ビールの四二・五％を四七・八％程度に、ウイスキー特級の四三％を四八・三％程度に上げようとしております。このような考え方は、小売価格の上昇と税率の引き上げとがイタチごっこを繰り返して、絶えざる値上げと大衆負担

の増加をもたらすことは言うまでもありません。日本のビールの税率は世界最高であります。アメリカの八・八％、フランスの一六・八％、西ドイツの一九・五％と比較すれば異常な高率であります。なぜこれほどわが国の税率は高いのでありましょうか。

また、酒税は一九六七年から七九年まで四回の値上げが行われました。今回はわずか二カ年間に置いての値上げであり、財政収入確保のための値上げであることが一層明らかになってきています。それだけに業界も購買力の展望から反対しているではありませんか。大蔵大臣の酒税についてのお考えを承りたいと存じます。

次は、税率の引き上げに伴う小売価格のいわゆる便乗値上げについて伺いたいのであります。

増税されれば小売価格に上乗せされるのは必ずであります。それに加えて端数調整を値上げで処理されるのも避けられません。たとえばビールの価格が現在の二百四十円から二百六十四円六十九銭にとどまることは不可能であり、少なくとも二百六十五円となるであらうでしょう。これによって差益は二十億円にも上ると見積もられているのであります。酒全体では三十億円の差益が生ずるとも言われています。このような不当利益に対して、大蔵大臣はどのような防止策と利得吸収の方策を講じられるのか、伺いたいののであります。

最後に、間接税増税に当たっての大原則とも言

うべき高級品に対する高率課税の観点からすれば、現行の酒税を従価税と従量税の二本立てとしていた制度を改めて、従価税方式へ統一する必要があると考えますが、大蔵大臣の方針を明らかにしていただきたいのであります。

酒は、いまやわが国人口の半数に近い五千万人が愛好する嗜好品であり、伝統的、歴史的、文化的に見ても欠かせない生活物資であります。このような実情を踏まえるなら、安易な大衆課税のための今回の値上げは中止するとともに、勤労者全体が望んでいる物価調整措置を必ず実現するように要請して、質問を終わります(拍手)

(国務大臣鈴木善幸君登壇 拍手)

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、今日の巨額な国の借金を招いた原因と責任の所在を明らかにせよとの御質問でございます。

御承知のとおり、第一次の石油危機が生じたのは昭和四十八年度でありましたが、この年の年度末における公債残高は七兆五千億円でありました。昭和五十五年度末では御指摘のとおり約七十一兆円、つまりこの七年度間に公債残高は実に十倍近い額になっております。わが国が二度にわたる石油危機を世界で最も巧みに乗り切った国と言われているにもかかわらず、しかし、石油価格が一気に四倍にもなるといふ強烈なショックに対応するには相当の混乱があったのでありまして、物価上昇、景気停滞の二重苦の中で、民間経済が減量に、合

理化に努力する間、景気の落ち込みを防ぎ、倒産や失業を防止するため、財政が公共事業を中心に積極的な役割りを果たす必要があったのであります。

また、昭和四十八年という年は、一方で福祉元年と呼ばれた年でありまして、この年からわが国の福祉政策が急速に充実された年でもあります。

その後高まった国民の福祉や教育などの施策の水準引き上げに対する期待に国がこたえる努力がなされてまいりましたが、これも歳出増加の要因となっておりまして。他方、歳入面では、かつての高度成長下のような自然増収が期待できなかったわけでありまして、勢い公債の増発となり、今日七十一兆円という巨額な残高を抱えるに至ったわけでありまして。これはいわば二度にわたる石油危機がわが国に残したつめ跡であります。

今日、わが国経済は先進諸国に比し、成長、物価、失業、国際収支、いずれの面で見ても幸いにして順調な推移を示すに至っておりますので、今度後半身の状況にある財政の健全性を回復する必要があると考えまして、私は、五十六年度予算の編成において二兆円の公債減額を予算編成方針の中心に据え、財政再建を軌道に乗せる努力をいたしました。

歳出削減の努力が足りないのではないかとのお尋ねがありました。五十六年度予算では、歳出全体の伸び率を一けたに抑え、一般歳出については四・三％と二十五年度の低い伸び率にしてお

ります。もちろん、これで十分と考えているわけではなく、来年度以降さらに歳出の抑制合理化に最善の努力を払ってまいります。五十六年度予算の一般歳出の増一兆三千億円の約四分の三が福祉、文教関係の経費増に充てられていることからわが国のとおり、国民の要望の強い分野の行政水準の維持との調和ということにも配慮を必要とするという問題もござります。

私は、行政改革も含め、高度成長下で肥大化した行政の減量という見地からこの問題に取り組みでまいりたいと考えており、本日、第一回の会合が行われた臨時行政調査会におきましてもその旨申し上げたところであります。

一方、五十六年度におきましては、歳出の抑制合理化、電電公社の特別納付金などの政府部内での増収措置等を図りましたが、なお不足する額について、御審議をお願いしている酒税を初めとして、法人税、物品税、印紙税、有価証券取引税について増収をお願いしております。これらはいずれも既存税制の枠組みの中での増収をお願いしているものであります。

財政の中期展望についてであります。これは昭和五十六年度予算における制度、施策を前提として、これを将来に投影する後年度負担額推計という基本的性格のものでありまして、要調整額をどのように調整するかという政策判断は、実際の予算編成に当たり、そのときの社会的、経済的な諸条件、政策の優先度等をよく勘案して適切に対

昭和五十六年三月十六日 参議院會議録第七号

酒税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一一四

処すべきものと考えております。私は、その際基本となるのは歳出の抑制合理化だと考えております。

今回、所得減税につきまして、衆議院議長の裁定が出されました。私は、この議長裁定に沿って与野党間で具体的な検討が行われ、合意が得られた場合には、政府はこれを尊重してまいる所存でございます。

残余の件につきましては所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 答えをいたします。

これだけ借金がふえてしまつて、その責任と原因は何かという話で、総理大臣からお話があったとおりでございますが、それは過去七年間で、税収は昭和四十八年十三兆が五十五年は二十六兆、二倍にしかありません。にもかかわらず、文教予算は約三倍とか、それから社会福祉の予算は約四倍というように、税収以上にそういう面においては、需要といえますが、御要望が強くて、税金の範囲で賄つていけば赤字にならぬわけであります。が、税金以上に、国民生活の安定向上ということで、政府が景気の回復ということと一緒にそれをやつた結果が私は赤字になったと、こう見ておるわけでありまして。しかしながら、それは成功いたしましたして、日本では失業者は世界で一番先進国の中で少ないという面も出てきております。失

業者が少ないうから、したがつてどろぼうの数もアメリカやドイツやイギリスより約三分の一だと、強盗もそうだとということで、社会的に私はかなり貢献をしてきたことは間違いないのじゃないかと、そう思つておるわけでございます。

その次は、これは庫出税とか売上税とか、E C型の付加価値税とかいうようなものを検討しているかという話でございますが、これにつきまして、税制調査会でそういうような個人所得に対する負担を求める方法についてどう考えるか、課税ベースの広い間接税についてどのように対処するかという点を初め、いろいろ検討していくべきだ、研究すべきだという考えが述べられております。しかし、われわれといたしましては、総理大臣がいまおっしゃいましたように、来年度予算に向かひましては極力経費の削減というものでまずひとつ徹底的にやつてみようということでございます。そして、どれくらいのものが出てくるのか、どれくらい抑えられるのか。これは、要するに収入と歳出というものは裏表でございますから、皆さんの国会におけるいろいろな御議論というものに謙虚によく耳を傾けまして、今後検討をしてまいりたいと考えております。

それから中期税制につきましても同じような考えでございます。これは財政の中期展望といううなものを出しまして、いわゆる調整額というものを出したところが、これは増税キャンペーンだということでおしかりを受けたのですが、

そんなことではございませんでして、これは、歳出はいまのままではこんなに伸びます。したがつて、これを極力切れば、その切つた中でおさまつてしまふばそれではないわけでございますから、そういうような点との関連がございまして、そういう幅広い観点から検討していきたい、かように考えます。

それから大法人等に対する優遇税制、これを徹底的に洗い直しをしてやれ、それから不労所得は重課だ、勤労所得減税というふうなお話でございますが、これらにつきましては、いわゆる特別措置法で約一兆円ぐらいのものがあつますが、その大部分というものは、個人向けのマル優の三百万円以下の利子所得を免税にするとか、あるいは住宅対策とか、あるいは生命保険料の控除だとか、あるいは企業向けだと中小企業対策、あるいは資源エネルギー対策、こういうようなものが大部分でございます。しかし、これらにつきまして、もうその必要がないじゃないかといううなことであるならば将来の検討課題にいたしましたと思ひますが、現在のところ、まだそういう要望が非常に強いということでございます。いずれにいたしましても、特別措置というものは既得権じやございせんので、その時代時代に必要なのはつけますが、必要がなくなれば消していくというところは、めりはりをつけてやつてまいりたいと考えます。

も御答弁がありましたとおり、当分、今回は見合せていただきたいと考えておる次第でございます。

それから……(違うじゃないか)と呼ぶ者あり) いやいや、所得税の問題については、諸外国との比較等も考えまして、現在のわが国の財政事情の現状を考慮すれば見合わせるほかはない、こういうことでございます。

それから不正の税務行政の執行面につきましては、これはちよいちよい御指摘を受けておるわけでございますが、非常に課税漏れ、そういうものがあるのじゃないか、もつと税務職員をうんとふやして徹底的に調べるといふ御叱正をいつも受けておるのです。われわれといたしましては、極力、限りある人員ではございますが、まず納税思想というものを高揚いたしませんと、幾ら税務職員をふやしても、申告制度でございますからこれは限りのあるものでありまして、これについてはまず納税者の納税思想の向上に努める、その一方で事務の機械化、合理化、こういうことも進めてまいりたい。国税職員の充実に努めたり、一方においていろいろな調査技術、調査能力、こういうものも高めて、そうして御批判を受けられないように今後とも一層努めてまいりたいと考えております。

それから酒税によって個人の家計が非常に苦しくなる、経済運営の点から言つても逆の政策ではないか、こういうような御批判でございますが、

民間の最終消費支出に占める酒類の消費支出というものの割合は大体三〇程度でございまして、家計消費支出における酒類支出の割合は一〇程度というふうなことでございまして。したがって、それによって大きく政策に相反するといふほどのものではないと、私はこういうふうに考えております。

なお、消費者物価への影響ということにつきましても、現行の小売価格に対してビールで一〇％、清酒では一〇程度でございまして。したがって、この影響がないということではございせんが、当然影響はございまして、二級酒の場合は、毎日一合の晩酌をやっても一本で大体一円五十銭でございまして、月に四十五円というふうなことであります。その程度のことであるならば、現在の国民生活から見て御負担いただけるものと、こう考えております。また、ビールについては、ビールが高過ぎると。まあ酒の方はいいけれども、ビールの方は一杯にしても四円とか五円とか上がるじゃないかと、酒に比べてうんと高いという御批判があるのです。これは本当にそういう御批判があることは私もわかってゐるのです。しかし、一方におきまして、酒税というところでございまして、実際の事態を申し上げますと、たとえば昭和五十五年度の補正後の状況を見て、酒税は大体一兆四千億円なんです。中身を見ますというところ、名ばかりお酒税なんではございまして、お酒の税金というのは二千六百億しかないのです。一兆

四千億のうち二千六百億がお酒税、名前は酒税だが清酒の税金はわずかに約二割弱。お酒税と言いながら、実態はビール、ウイスキー、これでもう約一兆一千億円を占めるわけでありまして。いまだ非常にスビードで伸びてきた。

これは、結局ビールの場合は原料が安い、原料が安いものですから値上げというものはそんなにしなくても済んできた。一方、お酒の場合は、原料というものが国産でございまして、お米で、ストレートに毎年上がった。したがって、これらのことについては、ビールというものは外国産の麦を使っておりますから、ビールだけがどんどん伸びちゃう、お酒が小さくなってしまふというのも国全体の政策としていかなるものかというふうなことも配慮をいたしました結果でございまして、ということも御承知願いたいと存じます。

それから過去の酒税負担の適正率をどう考えているかということにつきましては、これは、負担の程度を決めるに当たりましては、特殊な嗜好品としての酒類の特性というものを前提としながら、過去の酒税負担水準との比較、国民の所得、消費水準の動向、酒類の生産状況、消費の態様、他の消費税との比較、こういうようなものを十分に配慮いたしまして、しかも国の財政事情を総合的に勘案して決定したつもりでございまして。今回の改正案におきまして、これらの要素を検討した上で適正な負担を求めるように考えたつもりでございまして。

それから便乗値上げの問題でございまして、これも大事な御質問でございまして、われわれもたしまして、自由価格でございまして、その増税に伴って増税額が価格に転嫁されることはやむを得ない、しかし、それによって、赤ちやうちんその他で飲む人が多いんだし、料理屋で飲む人もかなり多いんだから、それを便乗値上げさせちゃ困ると、全く私もそのとおりだと思います。

したがって、これらにつきましては、端数の整理ということはある程度やむを得ないと思ひますが、極力行政指導を通して便乗値上げをさせないように指導をしてみたいと、かように考えておるわけでございまして。

それから最後に、従価税に統一する必要があるのじゃないかと。この論争も長く、古くて新しい話でございまして、いろいろ実はあるわけなんです。しかしながら、一長一短ございまして、現在のうちに量にかけるということは案外つかみやすいのですが、価格にかけるということになると、価格が千差万別だということで、非常に捕捉をするという場合にむずかしい問題が一方にございまして。それから高級なものについては、値上がりした場合は価格にかけますからばつと一遍に税収もふえますが、値段もうんと高くなるという問題等いろいろございまして、いまだところ踏み切れない。しかし、これはもうかねてからいろいろな議論がございまして、せつかくの御提案でございまして、現実的な観点をも踏まえながら

ら、お酒の税金制度全体のあり方とも関係いたしますので、中長期的な問題として十分に慎重に検討させていただきたいと、かように考えております。

以上でございまして。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇 拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の酒税の引き上げの国民経済に及ぼす影響であります、約三千億弱という金額であります、この分はそのまま国民経済全体にデフレ的影響がございまして、ただし、これを政府の方の増収にいたしまして、さらにこれを財政を通じて国民経済全体に還元するわけでありまして、この面から見ますと、やはり国民経済に貢献をする、こういうことにもなります。そういう意味で、一概に結論を出すということは大変困難だと思います。

それから第二点の消費者物価に対する影響につきましては、ただいま御指摘のとおりでございまして、また大蔵大臣からも御答弁がございましたが、えてして主食であるとか酒とか、こういうものはその引き上げが、波及効果といいますが、便乗値上げを誘う、こういう傾向がございまして、このことにつきましては厳重に監視することが必要であらうと、このように判断をしております。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 答弁の補足がございまして。渡辺大蔵大臣。

昭和五十六年三月十六日 参議院会議録第七号

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は一貫して所得税減税については御容赦願いたいと言ってきたわけですが、私の意思でなくて、今回議長の裁定によりまして与野党間で具体的な検討が行われる、それで合意が得られるという場合には、政府はこれを尊重するというので、それに従います。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 徳永 正利君	中野 鉄造君	大川 清幸君
副議長 秋山 長造君	渡部 通子君	和泉 照雄君
	馬場 富君	高木健太郎君
	桑名 義治君	中野 明君
	太田 淳夫君	中村 鋭一君
	伊藤 郁男君	谷川 寛三君
	塩出 啓典君	宮崎 正義君
	原田 立君	柳澤 鍊造君
	井上 裕君	田代由紀男君
	三木 忠雄君	峯山 昭範君
	田代富士男君	三治 重信君

柄谷 道一君	原 文兵衛君
矢追 秀彦君	鈴木 一弘君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君
栗林 卓司君	木島 則夫君
中村 禎二君	二宮 文造君
小平 芳平君	中尾 辰義君
藤井 恒男君	田淵 哲也君
新谷寅三郎君	安井 謙君
大石 武一君	青島 幸男君
山田 勇君	江田 五月君
森田 重郎君	前島英三郎君
喜屋武眞榮君	秦 豊君
田 英夫君	野末 陳平君
宇都宮徳馬君	岩上 二郎君
前田 勲男君	松尾 官平君
井上 孝君	藤井 裕久君
円山 雅也君	増岡 康治君
降矢 敬義君	林 寛子君
高橋 圭三君	竹内 潔君
戸塚 進也君	坂元 親男君
平井 卓志君	林 道君
井上 吉夫君	下条進一郎君
遠藤 要君	河本嘉久蔵君
片山 正英君	嶋崎 均君
上條 勝久君	中西 一郎君
松垣徳太郎君	郡 祐一君
塚田十一郎君	田中 正巳君
白井 莊一君	熊谷太三郎君

初村滝一郎君	藤田 正明君
岩崎 純三君	中村 啓一君
藤井 孝男君	村上 正邦君
福田 宏一君	仲川 幸男君
森山 眞弓君	成相 善十君
降矢 敬雄君	岩本 政光君
大河原太一郎君	真鍋 賢二君
遠藤 政夫君	熊谷 弘君
田原 武雄君	鈴木 正一君
亀長 友義君	大島 友治君
堀内 俊夫君	岡田 広君
亀井 久興君	斎藤榮三郎君
坂野 重信君	山東 昭子君
梶木 又三君	斎藤 十朗君
古賀雷四郎君	上田 稔君
山崎 竜男君	安田 隆明君
町村 金五君	丸茂 重貞君
植木 光教君	西村 尚治君
加藤 武徳君	蔵内 修治君
小澤 太郎君	木村 睦男君
岩動 道行君	福島 茂夫君
美濃部亮吉君	山田耕三郎君
中山 千夏君	名尾 良孝君
内藤 健君	田沢 智治君
岡部 三郎君	梶原 清君
関口 恵造君	村沢 敏君
衛藤征士郎君	伊江 朝雄君
長谷川 信君	森下 泰君

宮田 輝君	広田 幸一君
中村 太郎君	鳩山威一郎君
福岡日出磨君	目黒今朝次郎君
石本 茂君	長田 裕二君
土屋 義彦君	村田 秀三君
片岡 勝治君	楠 正俊君
玉置 和郎君	吉田 正雄君
小谷 守君	鈴木 和美君
山田 謙君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	佐藤 三吾君
大森 昭君	松前 達郎君
龜山 篤君	高杉 勉忠君
近藤 忠孝君	勝又 武一君
安恒 良一君	大木 正吾君
丸谷 金保君	安武 洋子君
矢田部 理君	志苦 裕君
福岡 知之君	粕谷 照美君
片山 甚市君	山中 郁子君
香脱タケ子君	寺田 熊雄君
宮之原貞光君	和田 静夫君
山崎 昇君	立木 洋君
神谷信之助君	小山 一平君
小野 明君	西ヶ久保重光君
戸叶 武君	小笠原貞子君
市川 正一君	瀬谷 英行君
対馬 孝且君	小柳 勇君
阿具根 登君	加瀬 完君
八百板 正君	上田耕一郎君

宮本 顯治君

國務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

官(経済企画庁長)

政府委員

大蔵省主税局長

鈴木 善幸君
渡辺美智雄君
河本 敏夫君
高橋 元君

議長の報告事項

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

宮本 顯治君

補欠 安武 洋子君

地方行政委員

辞任

柳澤 鍊造君

補欠 伊藤 郁男君

法務委員

辞任

安武 洋子君

補欠 宮本 顯治君

大蔵委員

辞任

伊藤 郁男君

補欠 田淵 哲也君

文教委員

辞任

粕谷 照美君

補欠 青木 薪次君

商工委員

辞任

青木 薪次君

補欠 粕谷 照美君

運輸委員

辞任

田淵 哲也君

補欠 柳澤 鍊造君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 栗林 卓司君 (栗林卓司君の補欠)

エネルギー対策特別委員会

理事 市川 正一君 (下田京子君の補欠)

安全保障特別委員会

理事 上田耕一郎君 (立木洋君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(勝又武二君外一名発議)(参第五号)

同日議長は、次の衆議院提出案を公職選挙法改正に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十三回国会衆第一七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。

昭和三十五年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

昭和三十五年特別会計予備費使用総調書及び昭和三十五年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各庁所管使用調書(その一)

昭和三十五年特別会計予算総則第十一条に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 豪雪による森林等の被害の実情を調査し、もつて農林水産政策に関する調査に資する。

一、派遣委員 井上 吉夫 鈴木 正一 川村 清一 藤原 房雄 下田 京子 三治 重信

一、派遣地 福島県

一、期間 三月十日及び十一日の二日間

一、費用 概算一七四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和三十六年二月二十六日

農林水産委員長 井上 吉夫

参議院議長 徳永 正利殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員泉豊君提出成田空港建設に係る緊急

裁決申立書に関する再質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員泉豊君提出千葉県通信

工事協同組合の日本電信電話公社工事参加申請に

対し、同公社がとつた行為と閣議決定による「中

小企業者に関する国等の契約の方針」についての

質問については、関係事情を調査する必要があり、

これに日時を要するため、三月二十三日までに答

弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定に

よる通知書を受領した。

同日本院は、臨時行政調査会委員に圓城寺次郎君

金杉秀信君、瀬島龍三君、谷村裕君、辻清明君、

土光敏夫君、林敬三君、丸山康雄君及び宮崎輝君

を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

昭和三十五年度分として交付すべき地方交付税

の総額の特例に関する法律

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

青木 薪次君

補欠 粕谷 照美君

商工委員

辞任

粕谷 照美君

補欠 青木 薪次君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

酪農経営の安定対策に関する質問主意書(藤原

房雄君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

昭和三十六年三月十六日 参議院会議録第七号

議長の報告事項

議長の報告事項

議長の報告事項

議長の報告事項

議長の報告事項

健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問主意書(鶴岡洋君提出)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

赤桐

補欠

小山

一平君

辞任

赤桐

操君

補欠

議院運営委員

小山

一平君

赤桐

操君

補欠

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(土井たか子君外二名提出)(衆第五号)

水保問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出)(衆第六号)

公害及び交通安全対策特別委員会に付託

北方地域旧漁業権者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(岡田利春君外八名提出)(衆第八号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平城京西市跡の保存に関する質問主意書(市川正一君提出)

地方行政委員

辞任

吉田 正雄君

補欠

田中寿美子君

外務委員

辞任

田中寿美子君

補欠

小谷 守君

大蔵委員

辞任

大木 正吾君

補欠

藤田 進君

小谷 守君

対馬 孝且君

補欠

対馬 孝且君

補欠

吉田 正雄君

通信委員

辞任

藤田 進君

補欠

大木 正吾君

議院運営委員

辞任

小山 一平君

補欠

赤桐

操君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

酒税法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(勝又武一君外一名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員提案豊田土地収用法等の解釈に関する質問に対する答弁書

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

藤田 進君

補欠

大木 正吾君

通信委員

辞任

藤田 進君

補欠

大木 正吾君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

酪農経営の安定対策に関する質問主意書(藤原房雄君提出)

平城京西市跡の保存に関する質問主意書(市川正一君提出)

去る五日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり

異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名

官職名

異動後の氏名

官職名

年月日

人事官 愛川 重義君

任期満了

昭和三十九年三月

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第九十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官愛川重義君(同日議長承認)を第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

下田 京子君

補欠

上田耕一郎君

同日内閣から、参議院議員鶴岡洋君提出健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を必要とするため、三月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、健康保険法第七十一条ノ四第五項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九条第九項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての

報告を受領した。
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

井上 裕君 村上 正邦君

鈴木 省吾君 長谷川 信君

山田 勇君 喜屋武眞榮君

決算委員

辞任 補欠

喜屋武眞榮君 山田 勇君

議院運営委員

辞任 補欠

村上 正邦君 井上 裕君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第八号）

法務委員会に付託

昭和五十六年度一般会計予算（閣予第四号）

昭和五十六年度特別会計予算（閣予第五号）

昭和五十六年度政府関係機関予算（閣予第六号）

予算委員会に付託

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

土屋 義彦君 関口 恵造君

大川 清幸君 矢追 秀彦君

藤原 房雄君 中野 明君
喜屋武眞榮君 青島 幸男君

議院運営委員

辞任 補欠

関口 恵造君 土屋 義彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 粕谷 照美君（赤桐操君の補欠）

去る十日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

千葉県選出（三月十日当選）

白井 莊一君（故菅野儀作君の補欠）

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

長谷川 信君 井上 裕君

矢追 秀彦君 大川 清幸君

田淵 哲也君 粕谷 道一君

決算委員

辞任 補欠

柄谷 道一君 田淵 哲也君

議院運営委員

辞任 補欠

井上 裕君 長谷川 信君

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和五十六年度一般会計予算

昭和五十六年度特別会計予算

昭和五十六年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

昭和五十六年度総予算について

一、開会の日

昭和五十六年三月二十日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和五十六年三月十日

予算委員長 木村 睦男

参議院議長 徳永 正利殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員市川正一君提出平城京西市跡の保存に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員藤原房雄君提出酪農経営の安定対策に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

井上 裕君 中西 一郎君

村上 正邦君 仲川 幸男君

上田耕一郎君 近藤 忠孝君

青島 幸男君 山田 勇君

決算委員

辞任 補欠

仲川 幸男君 村上 正邦君

山田 勇君 青島 幸男君

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

中野 鉄造君 藤原 房雄君

大蔵委員

辞任 補欠

田淵 哲也君 三治 重信君

農林水産委員

辞任 補欠

藤原 房雄君 中野 鉄造君

三治 重信君 田淵 哲也君

予算委員

辞任 補欠

竹内 潔君 松尾 官平君

中西 一郎君 長谷川 信君

仲川 幸男君 鈴木 省吾君

志苦 裕君 穂山 篤君

近藤 忠孝君 山中 郁子君

決算委員

辞任 補欠

穂山 篤君 志苦 裕君

昭和五十六年三月十六日 参議院会議録第七号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

議院運営委員

辞任

補欠

長谷川 信君 中西 一郎君
松尾 官平君 竹内 潔君
山中 郁子君 近藤 忠孝君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを公書及び交通安全対策特別委員会に付託した。

特定湖沼環境保全特別措置法案(堀出啓典君外一名発議)(参第六号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

熊谷 弘君 藤井 孝男君
松尾 官平君 竹内 潔君
稲山 篤君 志苦 裕君
山中 郁子君 上田耕一郎君
柄谷 道一君 伊藤 郁男君
山田 勇君 喜屋武眞榮君

決算委員

辞任

補欠

志苦 裕君 稲山 篤君
辞任 補欠
竹内 潔君 松尾 官平君
近藤 忠孝君 山中 郁子君

議院運営委員

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員鶴岡洋君提出健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問に対する答弁書

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

板垣 正君 梶原 清君
源田 実君 村上 正邦君
鈴木 省吾君 森山 眞弓君
玉置 和郎君 梶木 又三君
藤井 孝男君 斎藤 十朗君
堀江 正夫君 岩本 政光君
八木 一郎君 岡部 三郎君
上田耕一郎君 近藤 忠孝君
伊藤 郁男君 柄谷 道一君

決算委員

辞任

補欠

村上 正邦君 中川 幸男君
辞任 補欠
梶原 清君 板垣 正君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号)
日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協

定の締結について承認を求めるの件(閣条第二一号)

日本国政府とギリシャ共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号)
難民の地位に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号)
難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号)

国際電気通信衛星機構の特権及び免除に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一六号)
条約法に関するウィーン条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一七号)
業務災害の場合における給付に関する条約(第百二十一号)付表I(職業病の一覧表)の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第一八号)

国際民間航空条約第五十条(四)の改正に関する千九百七十四年十月十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一九号)

航空業務に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(閣条第二〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

特定湖沼環境保全特別措置法案(堀出啓典君外一名発議)

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年二月十八日

参議院議長 徳永 正利殿

秦 豊

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する再質問主意書

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問に対し、国会法第七十五条第二項所定の期間内に内閣答弁書(内閣参賛九四第四号)を賜つたのであるが、御答弁の内容に文意不明確な点があると史料されるがゆゑ、前回と同様の趣旨の下に、左により運輸大臣及び新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)の御答弁を鈴木善幸首相の責任において、改めて賜りたい。

一 右答弁書では、緊急裁決申立書の瑕疵に係る「緊急裁決の申し立て」の違法性判断の基準を、取用委員会の審理開始要件に求めている。内閣が質問に対して誠実に答弁すべきことは当然で

あること(内閣参賛九四第一号)からして、この違法性判断の基準選定には、適正かつ合理的な根拠があつてのことと推察される。

よつて、右選定の根拠を具体的に示された

二 特定公共事業に係る収用委員会の審理であつても、その開始の要件は、「緊急裁決の申し立て」の存否にかかわりなく、土地収用法第四十二条第二項の縦覧期間の経過だけでよいと思料される。

よつて、特定公共事業に係る収用委員会の審理開始の要件の全てを、法令上の根拠規定を添えて具体的に示されたい。

三 運輸省・空港公団が、空港公団名義をもつて昭和四十六年二月三日付で千葉県収用委員会に行つたという「緊急裁決の申し立て」は、公共用地の取得に関する特別措置法第二十条第二項に反した違法な申し立てではなかつたのか。違法ではないといふのであれば、その適正かつ合理的な理由を、根拠となる法令上の規定を添えて具体的に示されたい。

右質問する。

昭和五十六年二月二十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和五十六年三月十六日 参議院会議録第七号

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

違法性の判断は、事案に即し、法規に照らして個別になされるべきものであり、本事案については、公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という。)等の規定の趣旨を勘案し前回の内閣参賛九四第四号の答弁書のとおり判断したものである。

二について

緊急裁決の申立てに係る収用委員会の審理は、土地収用法第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過すること及び特措法第二十条第一項に規定する起業者の申立てがあることにより開始される。

土地収用法等の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年二月二十三日

秦 豊

参議院議長 徳永 正利殿

土地収用法等の解釈に関する質問主意書

先に、「公共用地の取得に関する特別措置法の解釈に関する質問主意書」を提出し、千葉県収用委員会が、昭和四十六年六月十二日付で行つた緊急裁決(千収委第七一号、同七二号、同七三号)に係る事項に關し内閣答弁書(内閣参賛九四第一号)を賜つたところであるが、同緊急裁決に關し本年二月十八日に千葉地方裁判所で行われた但馬弘衛千葉県収用委員会長の貴重な御証言に鑑み、土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という。)の関連条項の解釈について、両法を所管する斎藤滋与史建設大臣の御見解を、以下、賜りたい。

急裁決(千収委第七一号、同七二号、同七三号)に係る事項に關し内閣答弁書(内閣参賛九四第一号)を賜つたところであるが、同緊急裁決に關し本年二月十八日に千葉地方裁判所で行われた但馬弘衛千葉県収用委員会長の貴重な御証言に鑑み、土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法(以下「特措法」という。)の関連条項の解釈について、両法を所管する斎藤滋与史建設大臣の御見解を、以下、賜りたい。

なお、既に執行されている法令の解釈についての質問にすぎないので、国会法第七十五条第二項にいう「七日以内」に御答弁が賜れるものと強く期待する。

一 却下の裁決に關し規定する土地収用法第四十七条第二号は、特定公共事業については特措法第十九条の規定によつて読み替えられねばならないが、右緊急裁決にあたり千葉県収用委員会にこれを怠つたという。この懈怠は、千葉県収用委員会が、昭和五十四年三月三十一日付で建設大臣に提出した弁明書(千収委第四二二号)の「(本案の弁明)4弁明の理由②請求人の主張に対する反論(昭和五十四年十二月二十日付補充書に対する反論(事業の同一性について)」の中でも実質的に明らかにされている。

(1) 特措法第十九条の規定は、効力規定が訓示規定かその他如何なる内容の規定か説明されたい。

(2) 土地収用法第四十七条第一号の「異なると

き」と同第二号の「著しく異なる」とは、同条の解釈にあたりどのように読み分けられるべきなのか説明されたい。

(3) 右「著しく異なる」といふについて、千葉県収用委員会は、右弁明書の「……(事業の同一性について)」の中で、「事業の本質的部分に係る計画、たとえば構造やルート、主要な施設に相違がある場合をいう」と開示しているが、これは右「著しく異なる」といふの解釈として適正かつ合理的なものではないのか。誤つた解釈といふのであれば、その理由を示されたい。

(4) 右証言において但馬会長は、滑走路や着陸帯は右にいう「主要な施設」に該当するとし、右緊急裁決に係る事業については、これに「相違がある」と認められたうえで、それでもなお、事業の同一性は失われていないと苦澁に満ちた態度で陳述されたと聞く。このような態度を但馬会長に余儀なくさせた原因がどこにあつたのか、誰に責任があつたのかはともかくとして、滑走路や着陸帯を右にいう「主要な施設」に該当するとし、それら各三本が一本に減少している事業に「相違がある」と認めることは、適正かつ合理的な見解ではないのか。誤つた見解であるといふのであれば、その理由を示されたい。

二 右証言において但馬会長は、緊急裁決の要件として特措法第二十条第一項に規定する「特定

公共事業に係る明渡裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合」について、昭和三十六年八月二十九日付建設事務次官通知(建設省発計第五〇号)にいう「緊急裁決の申立てがあつたときは、これらの要件に該当するものであるかどうかを具体的に審理したうえ慎重に処理されたい」に従つて解釈運用されねばならないと認められたうえで、右緊急裁決にあたり、航空燃料輸送パイプラインの完成工期等につき具体的に審理検討することなく、運輸省・新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)の主張をうのみにしてしまつたと苦渋に満ちた態度で陳述されていると聞く。

緊急裁決の要件具備について、事務次官通知まで発出して、各収用委員会に具体的に審理することを要求し、また慎重に処理することを課した理由は何か説明されたい。

三 特措法第二十条第二項の規定により、緊急裁決の申立ては同法施行規則別記様式第三に規定する書面で行わなければならないが、右証言において但馬会長は、右緊急裁決に係る申立てが同様式の必要記載事項である「緊急裁決を申立てる理由」の記載を欠き、違法な申立てであつたことを認められたうえで、右現証については審理の場で補正されているので、緊急裁決の効力には影響がないと苦渋に満ちた態度で陳述されていると聞く。

(1) 特措法第二十条第二項は効力規定か訓示規

定かその他如何なる内容を有する規定か説明されたい。

(2) 「緊急裁決を申立てる理由」が緊急裁決申立書の必要記載事項であるという見解は、適正かつ合理的なものではないのか。誤つた見解であるというのであれば、その理由を説明されたい。

(3) 緊急裁決申立書に「緊急裁決を申立てる理由」の記載を欠く申立ては、同記載欠缺を理由に違法であるという見解は適正かつ合理的ではないのか。誤つた見解であるというのであれば、その理由を説明されたい。

四 特措法第二十一条第一項は、緊急裁決の内容について、損失の補償をすべきものと認められるにもかかわらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めねばならないと規定する。したがつて、損失補償額について確定しているものにまで、特措法第二十条第一項は緊急裁決権行使を認めてはいないことになる。しかし、右証言において但馬会長は、土地に関する損失の補償額については、土地収用法第七十一条に規定する事業認定時価格として、起業者見積りの地目別統一価格を妥当な価格と決定していたので、確定したものであつたと認められたうえで、それにもかかわらず、右緊急裁決においては、土地に関する損失補償額を概算見積りによる仮補償金としてしまつたと苦渋に満

ちた態度で陳述されていると聞く。

(1) 特措法第二十条第一項は、損失の補償に関するものですので審理を尽くしているものになつて、これを概算見積りによる仮補償金として緊急裁決する権限を当該収用委員会に付与しているのか。

(2) 概算見積りによる仮補償金とする必要がないものをあえて概算見積りによる仮補償金として緊急裁決することは、違法ではないのか。違法でないというのであれば、根拠となる法令上の規定を示して説明されたい。

(3) 概算見積りによる仮補償金とする必要がないものをあえて概算見積りによる仮補償金とした緊急裁決は無効ではないのか。無効でないというのであれば、根拠となる法令上の規定を示して説明されたい。

右質問する。

昭和五十六年三月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出土地収用法等の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出土地収用法等の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 公共用地の取得に関する特別措置法(以下

「特措法」という。)第十九条の規定は、特定公共事業について、土地収用法第四十七条の規定を適用するに当たり必要な読替えをしたものである。

(2) 土地収用法第四十七条第一号の「異なる」とは、裁決申請に係る事業が同法第二十六条第一項により事業認定の告示がなされた事業と異なる場合をいい、同法第四十七条第二号の「著しく異なる」とは、裁決申請に係る事業計画が事業認定時の事業計画と著しく異なる場合をいう。

(3) 及び(4) 御質問は、建設大臣になされた行政不服審査法に基づく審査請求に係る事件に關して事実認定を伴う法的判断を求めるものであるが、これについては同法に定める所定の手続による審理がまだ継続中である。

二について

特措法に基づく緊急裁決は、明渡裁決が遅延することによつて特定公共事業の認定を受けた事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において行うべきものであり、当該通知はこの趣旨を明らかにするために行つたものである。

三について

(1) 特措法第二十条第二項は特定公共事業に係る緊急裁決の申立てについて、建設省令で定める様式に従い書面で行うべき旨定めた規定である。

(2) 及び(3) 先の内閣参質九四第四号の一及び二

について並びに同九四第五号の一及び三についてにおいて答弁したとおりである。

四について

(1) 特措法第二十一条第一項によれば、概算見積りによる仮補償金は、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについて定めるものとされている。

(2)及び(3) 御質問は、係争中の刑事事件における証言内容を前提として法的判断を求めていると思われるが、これについては証言内容を確認することができない。

健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年二月二十五日

鶴岡 洋

参議院議長 徳永 正利殿

健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問主意書

健康食品が静かなブームをよんでいる。一方で健康食品をめぐるさまざまな問題が起つており、たとえば、高価な品物をより高く売りつける販売方法の問題、さらに下痢や発しんなどの食品による被害を訴えている人もいる。

また、健康食品の名のもとに販売されている食品数は、数百種にも上るといわれ、医薬品とまじらわしいため、消費者の選択にも混乱を生じている。

以上の現状からみて、この際、次の諸点について質問する。

一 健康食品、自然食品、医療用食品、乳幼児用食品及び医薬品の定義、範囲、分類について、この際、明確にされたい。さらに、各食品の不当表示、誇大広告、無許可医薬品等の取り締まりについて、どのような法規の適用がなされているのか。

また、具体的な対策はどのようにたてられているのか明らかにされたい。

二 健康食品の安全性と効用については、多くの国民が強い関心をもっているが、その効用、安全性については必ずしも明らかではない。現在、行政当局は、その功罪についてどのように把握、認識しているのか、明確にされたい。

三 販売に当たつて、医薬品と健康食品の区別の表示方法については、いまだに明確にされていない。すでに欧米においては、表示の制度化をみているところであり、わが国においても、消費者にわかりやすく明示していくべきであると思ふがどうか。

四 健康食品は、他の一般食品と比較して、生産、加工、保存及び安全性、衛生面については、さまざまな研究が行われているが、民間の

動きに依存するばかりではなく、今後、行政当局としても健康食品の安全性の研究等を考へて行くべきであると思ふがどうか。

五 公的機関の検査体制と苦情処理について制度の研究を進め、すみやかに対処すべきであると思ふがどうか。また、現在の食品衛生監視員、薬事監視員の体制の充実を図るべきであるが、対応策はどうか。

六 先般、厚生省が行つた医薬品類似形態食品の実態調査を国民に明らかにするとともに、調査から明らかになつた点を行政に生かし、今後、定期的に調査を行うことも検討すべきではないか。

右質問する。

昭和五十六年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員鶴岡洋君提出健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鶴岡洋君提出健康食品の定義、範囲、分類、安全性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について
薬事法第二条に規定する医薬品及び医薬部外品を除きすべての飲食物は食品衛生法第二条の

規定により食品と定義されており、一般に健康食品、自然食品等と称されている物の定義等を明確にすることは困難である。

なお、食品のうちには特定の栄養成分の補給ができるもの又は乳児用、病者用等特別の用途に適するものとして栄養改善法第十二条の許可を受けて特殊栄養食品の標示を行うものがある。

また、食品については食品衛生法の規定により、医薬品及び医薬部外品については薬事法の規定により所要の規制が行われているほか、不当景品類及び不当表示防止法の規定により健康等の表示の基準を含む公正競争規約の認定が行われているが、いわゆる健康食品が国民に衛生上の危害を生ぜしめることのないよう、また、消費者の利益を害することのないよう今後とも適切に対処してまいりたい。

三について

いわゆる健康食品について表示制度を設けることは、考えていない。

四について

食品による衛生上の危害を防止するため、必要に応じて食品全般についてその安全性に関する調査研究を実施しているところである。

五について

食品等の監視については、保健所等に配置された食品衛生監視員及び薬事監視員により実施されているところであり、その体制の整備につ

昭和五十六年三月十六日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

いて今後とも努力してまいりたい。

また、食品等に関する消費者からの苦情相談については、国民生活センター、地方消費生活センター等において取り扱われているところであるが、消費者も十分な知識を有することとなるよう国民生活センター等を通じ消費者への情報提供に努めてまいりたい。

六について

医薬品類似形態食品の実態調査結果については、各都道府県に通知し監視業務において活用されているところであり、また、既に新聞、雑誌等に掲載されているところである。

なお、このような調査は必要に応じて実施することとしている。

平城京西市跡の保存に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年三月二日

市川 正一

参議院議長 徳永 正利殿

平城京西市跡の保存に関する質問主意書

奈良県大和郡山市九条町の水田下に埋没している平城京西市跡は、同東市とともに奈良時代の二大国家市場として、いわば経済の中心地だったところである。この遺跡の保存は、奈良県文化財保存対策連絡会が、本年一月五日の「平城京西市跡

の保存を要望する声明書」で、「この遺跡の発掘は古代都城としての平城京の性格を明らかにする上で決定的な重要性をもっている」と述べているように、古代史研究にとつて欠くことのできないものである。

ところが、西市跡は、このような重要遺跡であるにもかかわらず、これまで史跡指定も受けず、その一部は市街化区域にすらなつてきた。

そして最近では、同遺跡の西南部に七階建て、約八千七百平方メートルのマンション建設計画がすすめられようとしている。私自身も現地を調査したが、すでにマンション建設予定地では遺跡の一部が破壊され遺構確認ができなくなるといふ事態もおこっている。マンション建設が進行されると遺跡の破壊がさらに進行するという憂慮すべき事態にたちいたつてゐる。

奈良県文化財保存対策連絡会や全国各地の歴史学者、考古学研究者もこうした事態を憂慮して、古代史研究のうえで欠くことのできない西市跡の保存を強く要望している。たとえば、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部長の岡田英男氏も、「平城宮跡や寺院ばかりでなく、特に奈良の都の重要な拠点であつた地域については特別の配慮と対応が必要である」と述べ、西市跡での開発計画に深い懸念を表明している。

以上の現況と西市跡の重要性にかんがみ、国として早急に次の措置をとるよう求める。
一 奈良国立文化財研究所による一部調査が終り

西市跡の重要性はいよいよ明らかであり、早急に文化財保護法にもとづく史跡に指定すべきではないか。

二 また、必要に応じて国費による買いあげも検討すべきではないか。

三 特に、マンション建設計画など西市跡の開発計画は、ただちに中止措置をとるべきではないか。

四 国として、西市跡保存のためにこれまでどのような対策、手だてを講じてきたのか。
右質問する。

昭和五十六年三月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員市川正一君提出平城京西市跡の保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君提出平城京西市跡の保存に関する質問に対する答弁書

一及び四について

平城京西市跡と推定される地域の一部について、昭和五十五年九月、文化財保護法第五十七条の二第一項の規定によりマンション建設のための発掘の届出が行われたため、奈良県教育委員会が主体となり、国庫補助事業で、同年十一月から十二月にかけて同教育委員会の依頼により奈良国立文化財研究所が試掘調査を行い、西

市跡の南限の一部が明らかになった。しかし、現段階では遺跡の範囲、遺構の分布、性格等が判明しないため、奈良県及び大和郡山市の教育委員会に対し、これらを確認するための発掘調査を計画的に実施するよう指導しており、その準備が進められていると聞いている。史跡指定の問題は、この調査結果の意見等を集約して検討されることとなる。

二について

史跡等の保存のため特に土地を買い取る必要がある場合には、国がその買取りに要する経費の一部を補助する制度があるので、この制度により対処することを検討したい。

三について

平城京西市跡と推定される地域における土木工事等については、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出に対し発掘調査を指示し、調査の結果保存すべき重要な遺構が発見されれば、関係者に保存の協力を求めることとした。

〔参照〕

三月十一日議長において、左のとおり議席を指定した。

九八 臼井 莊一君

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

一七 谷川 寛三君

二四	井上 裕君
二五	田代由紀男君
三三	原 文兵衛君
三三	細川 護熙君
四〇	中村 禎二君
六三	岩上 二郎君
六四	前田 勲男君
六五	三浦 入水君
六六	松尾 官平君
六七	井上 孝君
六九	岡山 雅也君
七〇	増岡 康治君
七一	堀江 正夫君
七二	降矢 敬義君
七三	林 寛子君
七四	高橋 圭三君
七七	吉田 実君
七八	坂元 親男君
七九	平井 卓志君
八〇	林 道君
八一	井上 吉夫君
八五	河本嘉久蔵君
八六	金井 元彦君
八七	片山 正英君
九九	熊谷太三郎君
一〇〇	源田 実君
一〇八	藤井 孝男君
一一三	森山 真弓君

一六	板垣 正君
一七	岩本 政光君
一八	江島 淳君
一九	大河原太一郎君
二三	田原 武雄君
二四	鈴木 正一君
二五	北 修二君
二六	亀長 友義君
二七	金丸 三郎君
三〇	岡田 広君
三二	亀井 久興君
三三	斎藤栄三郎君
三四	坂野 重信君
三五	山東 昭子君
四九	加藤 武徳君
五〇	蔵内 修治君
五一	小澤 太郎君
五二	木村 睦男君
五三	岩動 道行君
五九	名尾 良孝君
六〇	内藤 健君
六一	高木 正明君
六二	田沢 智治君
六五	大木 浩君
六六	岡部 三郎君
六七	梶原 清君
六八	川原新次郎君
六九	関口 恵造君

三月四日及び三月六日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

三月四日 正午 本会議
三月六日 午後零時四十分 本会議

〔参照〕

一七一	衛藤征士郎君
一七二	伊江 朝雄君
一七三	長谷川 信君
一七四	後藤 正夫君
一七五	佐々木 満君
一七六	森下 泰君
一七七	宮田 輝君
一七九	中村 太郎君
一八〇	永野 厳雄君
一八一	夏目 忠雄君
一八二	桑野 章君
一八三	鳩山威一郎君
一八四	福岡日出麿君
一八七	石本 茂君
一八八	鈴木 省吾君
一八九	長田 裕二君
一九〇	園田 清充君
一九一	内藤誉三郎君
一九二	土屋 義彦君
一九八	楠 正俊君
一九九	玉置 和郎君

昭和五十六年三月十六日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部)
一一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四三二六代
〒105